

PTAとは・・・

☆PTAの趣旨

PTAは任意加入であり、市川小に通うすべての児童を対象に活動する団体です。子どもたちの健全育成のため、子育ての当事者同士が連帯し、円滑で活発な学校の運営・教育活動に寄与していくことを目的としています。

PTAを窓口として、学校の先生方と共に多くの大人たちが近くで見守っているという環境は子どもたちに大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与するのではないのでしょうか。難しく考えず気軽にご参加ください。

☆入会方法

入会希望者は入会(継続)申込書を提出していただきます。

退会する場合は、退会届をHPにて取得し各クラス担任を通して、教頭先生若しくは直接本部に提出してください。

※この入会(継続)申込書の有効期限は、児童が本校を卒業または転出するまでといたします。

☆会費額・徴収方法

月400円(8月を除く) 年間4,400円(一家庭)

学校徴収集金と一緒に引き落としします。

(例：2021年度 6月2,200円 10月2,200円)

皆様からお預かりしたPTA会費は、子どもたちの教育環境向上のため、またPTAの円滑な運営のために活用させていただきます。

☆保護者から選出されるPTAの役員は

保護者から選出される役員は学校全体として本部役員と専門委員があります。本部役員は毎年役員選考委員会によって選出されます。

本部役員(会長、副会長、書記、会計、会計監査)

(校長先生は名誉会長、教頭先生は会計)

専門委員(学年委員、安全委員、おまつり委員、広報委員、厚生委員)

専門委員は事前アンケートを基に選出いたします。それぞれの役割については、本しおりを参照して下さい。

専門委員になった方は新年度初回の懇談会に引き続いて開催される各専門委員会に出席してください。それぞれの活動の内容についてお知らせします。

安全、おまつり、広報、厚生の各委員は、各専門委員会に出席して、委員長、副委員長を互選します。

本部役員、各専門委員長を2年以上務めていただいた方は卒業式で優先席を利用できます。(但し一席に限ります。)

☆交通当番について（全保護者が分担）

各クラスに期間を振り分け、クラス内で1日2名～4名ずつ当番を決めます。朝、登校時間に正門前や国道の横断歩道を渡る子どもたちの安全を見守りながら、子どもたちに「おはよう！」と声をかけてください。

今の子どもたちは挨拶が苦手とよくいわれます。挨拶は人間関係を築く上で大切な基本です。まず大人が見本を示すことが大事だと考えます。最初は少し勇気がいりますが、慣れて子どもたちが挨拶を返してくれるとうれしいものです。

☆任意でご協力をお願いする「市川小見まもり隊」について

交通当番とは別に、ご近所の気になる場所に児童の登校時に立っていただきます。

※新年度に配布する「市川小見まもり隊」カードを着用の上お願いいたします。

☆名札と学年シールについて

校内で保護者の方々に名札を付けて頂く事は、保護者同士で名前を覚えていただくこと、また、部外者と区別することで子どもたちの安全を守ること等を目的としています。

◎ 名札は、学年シールを中の白い紙左上に貼り、名字だけお書き下さい。

◎ 保護者会・授業参観・学校行事・役員の仕事等で来校される方は、全員必ずご着用下さい。
(名札がない方に対してはお尋ねする場合もございます。)

◎ 在校中は、学年が変わっても継続してご使用頂きますので、大切にして下さい。

◎ 今回の配布分（1世帯1枚）につきましてはPTA会費からの支出となります。

紛失なされた場合またはご家族分に関しましては、同様のものを個人で購入していただくこととなります。(文房具店等にあります。)

※学年シールは再発行いたしません。名札は無くさないよう十分注意してください。



各専門委員の仕事

♪ 学年委員

【こんな方にぜひ】

- ・積極的に子どもたちの学校生活向上のための活動に関わりたい方

【仕事内容】

- ① 年一回運営委員会で、子どもたちのより良い学校生活のために学校と意見交換。(希望があれば適宜開催)
限られた時間を有効に使うため、予め質問・意見を収集します。
- ② (該当者のみ) 家庭教育学級(保護者のための学びの場)を年1回以上運営します。
- ③ (該当者のみ) 互選により4名が本部役員選考委員を兼務します。
12月頃役員推薦の文書を作成・配布し、立候補・推薦であがった方に連絡・打診をします。
(推薦者の取りまとめは学校で行います。担当: 教頭先生)

♪ 安全委員

【こんな方にぜひ】

- ・子どもたちの安心・安全な学校生活・地域環境を守りたい方
- ・活動は年に数回程度なので、忙しく時間のない方でも携わりやすいです。

【仕事内容】

- ① 交通当番表を作成します(各クラスごと)。
- ② 安全便りを作成します。(年3回、学年別に作成)
- ③ 「かけこみ110番」新一年生へアンケート配布、地図作成作業。
- ④ 運動会・市川小子どもまつりの日に校内パトロールを行います。(必要に応じて)

※市川小ホームページ「PTA>安全>かけこみ110番」をご参照ください。

♪ おまつり委員

【こんな方にぜひ】

- ・子どもたちを楽しませたい！自分たちも楽しみたい！という方
- ・チームでの制作や作業が好きな方

【仕事内容】

市川小子どもまつりにおいて、準備・計画、当日の設営等を取りまとめます。

年4回程度、おまつり委員会を開催します。クラス代表または学年代表の方はご参加ください。昨年度はコロナ禍により、タイムカプセル郵便とオリジナルペットボトル天然水の配布を行いました。

♪ 広報委員

【こんな方にぜひ】

- ・広報「いちかわ」の発行に携わってみたい方
- ・「学校に頻繁に来ることは難しいが、家で作業（パソコン）するのならできる！」という方

【仕事内容】

- ① P T A ・ 学校 ・ 地域の活動を校内外に広める目的で広報紙「いちかわ」（年2号）を発行します。
- ② 仕事は主に、年2号のうち1号の紙面作成（撮影・インタビュー・編集等）を担当します。専門委員会時（年一回）に、広報委員の仕事内容の説明・担当わけ及び編集会議を行います。その後は『サイボウズ Office』（パソコンやスマホで利用できるツール）を使用し、連絡を始め撮影写真やファイル等の情報共有をします。
- ③ 編集作業は Microsoft Power Point を使用します。
 - ・紙面編集後に全員でサイボウズ Office にて校正作業を行います。
 - ・児童及び関係各所に広報紙を印刷し配布します。※紙面作成は、チームで協力して行いますので、就業・未就学児の有無などは問いません。各自のできることを担当し、紙面作成をしていきます。
- ④ （委員長のみ）年度初め・終わり、報告事項のある場合のみ運営委員会に出席・活動報告します。

♪ 厚生委員

【こんな方にぜひ】

- ・細かい作業の好きな方
- ・在宅でPTA活動に参加したい方
- ・児童委員会活動に興味・関心のある方

【活動内容】

① ベルマーク運動への参加

ベルマークを整理・計算して財団に送ると1点が1円に換算されてベルマーク預金になります。その預金で、自分たちの学校に必要な設備・教材が「協力会社」から購入できます。

- ・収集・仕分け→集まったベルマークを会社毎に整理します。(月1回/月曜日/約1時間/約10名)
- ・集計→ベルマークの集計作業を行います。(月1回/校内活動に参加していない方/在宅作業)
- ・児童委員会活動のお手伝いをします。(月1回/水曜日/約1時間/約4名)
- ・ベルマーク運動説明会に出席します。(年1回/委員長または副委員長)

② 給食用割烹着の点検、修繕を行います。(年2回)

③ 保護者対象給食試食会のお手伝いをします。(年2回/約4名) ※令和3年度は中止

④ 年度初め・終わり、報告事項のある場合のみ運営委員会に出席し活動報告をします。(委員長)

♪ 各種お手伝い

各委員会また行事等でお手伝いが必要な場合は、保護者の皆さまにお手伝いを募集することがあります。委員をやっている、やっていないに関わらずお気軽にご参加ください。





本部役員の仕事

本部役員は、選考委員会から選出後、PTA総会の承認を得て1年間、学校と保護者のパイプ役、PTA活動の手伝い等をします。

<会 長>

PTAの代表として、学校行事及び他校との交流（PTA連合会、一中ブロック会議等）に参加したり、PTA全体を取りまとめます。

<副会長>

会長の補佐をし、主に校内のPTAを取りまとめます。

<会 計>

PTA会費の管理をします。



<書 記>

PTAからのお知らせを作成・発行します。

<会計監査>

前期末（10月頃）と後期末（3月）に各一回、会計から出された決算を監査します。



PTA 個人情報取扱方針

第1条（目的及び定義）

1. 市川市立市川小学校 PTA（以下「本会」という）は、個人の権利・利益の保護を目的とし、PTA 名簿など本会が収集・管理する個人情報の取扱いについて、次条以下のとおり定めるものとする。
2. 本取扱方針において用いる用語は次のとおりである。
 - （1）会員とは、市川市立市川小学校 PTA の会員をいう。
 - （2）本人等とは、個人情報対象者（本人）、個人情報対象者の保護者、あるいは、本人やその保護者らから委任を受けたものをいう。

第2条（本会の取扱う個人情報）

本会で収集し管理する個人情報は以下のものとする。

- （1） 会員の氏名、会員の児童のクラス、氏名
- （2） その他、本会の目的を達成するために必要な情報で同意を得た事項

第3条（管理）

1. 本会の個人情報管理責任者を市川小 PTA 会長とする。
2. 本会は、市川市立市川小学校（市川市市川 2 - 3 2 - 5）内の PTA 会長が指定する場所に適切な方法により収集した個人情報を管理する。
3. 本会の個人情報取扱者は市川小学校 PTA 運営委員とする。
4. PTA 会費の徴収事務、預金通帳・印鑑の保管、PTA に関する文書の配布・回収などを学校に委任するため、会員情報を共有する業務委任契約を結び必要かつ適切な管理を行うものとする。

第4条（情報の収集・利用）

1. 本会は本会会則に基づく目的を達成するため、児童、保護者、関係教育機関並びに関係自治体から適切な方法により、個人情報を取得し、次のために利用する。
 - （1） 会費の集金・管理
 - （2） 本会役員を選任
 - （3） 名簿の作成（本会事業催行の為、作成した参加者名簿などを含む）
 - （4） 関係文書の送付
 - （5） 作品などの募集・管理
 - （6） 広報・ホームページへの掲載
 - （7） その他、運営委員会が本会の目的を達成するのに必要と判断した場合
2. 本会の役員または会員が個人情報を利用する際には、管理責任者の承諾を得たうえ、予め備え付けてある管理台帳に利用した日・利用した目的・内容を記載したうえでなければ個人情報を利用できない。

第5条（第三者提供の制限）

本会は、収集した個人情報を次の場合を除き、PTA 会長が必要と判断した場合以外第三者に提供することはできない。なお、PTA 会長の判断で個人情報を第三者に提供した場合でも、後日、適切な方法で提示した情報・提供先を本人から開示するよう希望があれば、その目的・内容などについて通知しなければならない。

- （1） 本会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
- （2） 法令に基づく場合
- （3） 人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- （4） 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- （5） 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが、法令の事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第6条（個人情報の廃棄）

本会は、個人情報につき、PTA 会長が不要と判断した場合直ちに廃棄する。

第7条（情報の開示等）

本会は、本人等からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたとき、法令に基づく方法によりこれに応ずる。

第8条（秘密保持）

会員が、本会が保有する個人情報が漏洩・紛失したと認識したときは、直ちに管理責任者に通知する。またその際、個人情報の漏洩・紛失について調査した結果を、総会及び本人等に通知する。

第9条（苦情の処理）

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

第10条（本取扱方針の改正）

本取扱方針は、総会において出席者の3分の2以上の同意によって改廃することができる。

附則

本取扱方針は令和4年4月1日より施行する。

家庭数

市川市立市川小学校 PTA 会長 行

PTA 入会（継続）申込書・会費引落委託及び個人情報取扱同意書

私は、市川市立市川小学校 PTA に入会します。

つきましては、PTA 会費の引き落としを学校に委託することに同意するとともに、個人情報取扱方針の事項を確認の上、記載の利用目的の範囲内で以下の個人情報を取り扱うことに同意します。

令和 年 月 日

会 員 氏 名： _____

児 童 氏 名： _____ 年 組

_____ 年 組

_____ 年 組

_____ 年 組

※会員氏名には、主に PTA 活動に参加する保護者のお名前をご記入ください。

※この入会（継続）申込書の有効期限は児童が本校を卒業又は転出するまでといたします。

市川市立市川小学校 PTA 会長 行

PTA 退会届

本会を退会します。

年 月 日

会 員 氏 名：

児 童 氏 名： 年 組

児 童 氏 名： 年 組

児 童 氏 名： 年 組

児 童 氏 名： 年 組
